

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成29年9月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日
平成29年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シングル非正規職あきた女性の家
- 3 代表者の氏名
丸の内 くるみ
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市中通三丁目2番20号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、生涯未婚率の上昇に伴い、経済的自立を目指して働いているのに生活が苦しい、シングル非正規職女性に対し、相談に応じ、合わせて交流の場を提供し、安心して一歩踏み出す気持ちを持つことができるよう、多角的支援事業等を実施し、誰もが「居場所」や「出番」を実感することができる社会の実現に寄与することを目的とする。